京都くらしの安心・安全ネットワーク
京都府消費生活安全センター

消費者注意報 Vol.8

新聞購読の契約は慎重に！

Q 新聞勧誘でどんなトラブルがあるの？	**A.**「景品をつけるから契約してほしい」としつこく勧誘されたり、断ってもなかなか帰ってくれず、あいまいな返事をすると勝手に契約書を書いて渡されたりします。ドアを開ける前に用件を確認し、購読するつもりがないのなら景品に惑わされないで、きっぱりと断りましょう。
Q 新聞はいつでも解約できるの？	**A.** 訪問販売で契約の場合は、契約書面をもらってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件で解約ができる制度）できます。クーリング・オフ期間を過ぎた場合、契約期間内は一方的に解約することができません。契約する際は、契約期間がいつからいつまでなのか、よく確認しましょう。なお、期間を定めていない場合には、いつでも解約できます。
Q 景品でもらった洗剤をあけてしまったら、解約できないの？	**A.** 訪問販売での契約で、クーリング・オフ期間内であれば、解約できます。景品については、個々のケースにより異なりますので、まずはご相談ください。
Q 身近な高齢者が新聞を何紙もとっていて心配なんだけど・・	**A.** 高齢者は、自分の被害に気づかず、どのようにすればいいかわからないことがあります。身近な方が変化に気づいたときは、声かけをして事情をよく聞いてください。 トラブルにあっているようであれば、ご本人の気持ちを尊重しながら消費生活相談を勧めてください。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2012年2月発行
制作：NPO法人京都消費生活有資格者の会　発行：京都府

訪問販売で購読契約をするときは…

■ **身分証の提示を求めましょう！**
　訪問販売の際は、「新聞セールス証」（販売所から委託されたセールスマン）または「従業員証」（販売所の従業員）を提示することになっています。
「新聞セールス証」には、取り扱い新聞名、所属セールスチーム名、氏名、登録ナンバー、有効期限、顔写真が表示されています。

■ 購読申込（契約）をした場合は、必ず契約書の控えをもらい、購読紙名、申込日、期間、販売店名、担当者名を確認しましょう。

■ 訪問販売で契約した場合は、申込日を含め8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。必ず、書面で通知しましょう。

新聞の訪問販売においても、他の訪問販売と同様、次の行為が法律で禁止されています

①ウソをついたり、故意に本当のことを告げずに、契約させること。
②消費者をおどかしたり、困らせたりして、契約させること。
③購読を断っている消費者に、引き続き同一商品の勧誘をすること。

不安なときはまずお電話を！

消費者ホットライン（お近くの相談窓口につながります）
☎ 0570−064−370

京都府消費生活安全センター	☎ 075−671−0004
山城広域振興局商工労働観光室	☎ 0774−21−2426
南丹広域振興局商工労働観光室	☎ 0771−23−4438
中丹広域振興局商工労働観光室	☎ 0773−62−2506
丹後広域振興局商工労働観光室	☎ 0772−62−4304
消費生活土日祝日電話相談	☎ 075−257−9002

京都府ホームページ（くらしの情報ひろば）　http://www.pref.kyoto.jp/shohise/